

社会福祉法人 福角会
指定共同生活援助事業 きずなホームズ
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人福角会が開設する きずなホームズ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助（介護サービス包括型）事業（以下「共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が居宅支給決定を受けた知的障害者及び精神障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な共同生活援助を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、事業所に属する共同生活住居（以下、共同生活住居）において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助または食事・入浴等の介護及び日常生活上の支援を行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例」（平成24年12月26日松山市条例第60号）並びに「松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月26日松山市条例第62号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う主たる事業所の名称並びに所在地及び生活する住居は、次のとおりとする。

一 名称 きずなホームズ

二 所在地 愛媛県松山市権現町甲141番地

2 共同生活住居は、重要事項説明書に記載のとおりとする。

(事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

二 サービス管理責任者 1名以上（うち1名以上は常勤）

サービス管理責任者は、事業所を利用する個々の利用者について、初期状態の把握（アセスメント）及び個別支援計画の作成並びにサービス内容の継続的な評価等を行う。

- 三 生活支援員 2. 5名以上
生活支援員は、共同生活援助の提供にあたる。
- 四 世話人 4名以上
世話人は、共同生活援助の提供にあたる。

(主たる対象者)

第5条 事業所は、主たる対象者を知的障害者とする。

(入居定員)

第6条 事業所の入居定員は、26名とする。

- 2 各共同生活住居の入居定員は、重要事項説明書に記載のとおりとする。

(指定共同生活援助の内容)

第7条 事業所は満18歳以上の利用者であって、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、下記の介護および援助を行う。

- 一 利用者に対する相談
- 二 食事の提供及び食事・入浴・排泄等の介護
- 三 健康管理・金銭管理の援助
- 四 余暇活動の支援
- 五 緊急時の対応
- 六 日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡・調整
- 七 財産管理等の日常生活に必要な援助

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、共同生活援助を提供した際は、支給決定を受けた障害者の保護者から、市町が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 各共同生活住居の家賃は、重要事項説明書に記載のとおりとする。但し、建物賃貸契約書により家賃に変更が生じた場合、その金額を入居の人員で除した額を徴収する。
- 4 各共同生活住居の建物賃貸契約書に定められる共益費(町内会費を含む場合もある。)は、重要事項説明書に記載のとおりとする。建物賃貸契約書により共益費(町内会費を含む場合もある。)に変更が生じた場合、その金額を入居の人員で除した額を徴収する。
- 5 各共同生活住居の光熱水費は、重要事項説明書に記載のとおりとし、3か月毎に実費精算するものとする。
- 6 各共同生活住居の食材料費は、実費とする。
- 7 各共同生活住居の日用品費は、重要事項説明書に記載のとおりとし、3か月毎に実費精算するものとする。
- 8 各共同生活住居の敷金及び礼金は、重要事項説明書に記載のとおり徴収する。
- 9 前各項の他、通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 10 前各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。また、当該費用にかかる領収書を利用者に交付しなければならない。

(入居にあたっての留意事項)

第9条 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- 一 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。
- 二 入居にあたっては、別に定める入居規則を守り、他の入居者の迷惑にならないようにする。（宗教活動、営利を目的とした勧誘、暴力行為等）

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年3回の避難・救出等訓練を行う。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう感染症マニュアルを作成するとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保つこととする。

一 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員が周知徹底を図る。

二 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

三 事業所は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（緊急時における対応）

第12条 事業所の従業者は、共同生活援助の提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

（苦情解決）

第13条 提供した共同生活援助に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した共同生活援助に関し法第48条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（利用者負担の上限額管理について）

第14条 共同生活援助において、日中活動を含めた利用者の上限額管理を行うこととする。

（虐待の防止について）

第15条 事業所は、共同生活援助の提供にあたり、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 二 成年後見制度の利用支援
- 三 苦情解決体制の整備

- 四 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 五 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底を図ること

(身体拘束の禁止)

- 第16条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができるものとする。
- 一 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
 - 二 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること
 - 三 身体拘束等の適正化のための指針については、社会福祉法人福角会人権侵害防止規程に記載のとおりとする
 - 四 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的実施

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(夜間支援体制)

- 第18条 利用者の緊急事態に対応するため支援体制・連絡体制の確保について次とおとする。
- 2 支援体制は、24時間体制とし、一般電話と携帯電話を活用して夜間支援体制を確保する。また、緊急時対応として非常時連絡網を整備する。
連絡先；一般電話 089-979-4566
携帯電話 090-8282-6424

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 事業所は、利用者に対して適切な共同生活援助を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - 二 採用後研修を年1回以上実施する。
 - 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
 - 5 事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他

- の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福角会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、第8条を平成24年5月28日より一部改正する。

この規程は、第4条、第6条、第8条、第15条を平成25年2月1日より一部改正する。

この規程は、第2条、第4条、第7条、第8条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条を平成25年4月1日より一部改正する。

この規程は、第2条、第4条、第6条、第7条、第8条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条を平成26年4月1日より一部改正する。

この規程は、第4条、第6条を平成27年4月1日より一部改正する。

この規程は、第3条、第4条、第6条、第8条を平成29年4月1日より一部改正する。

この規程は、第6条、第8条を平成29年7月1日より一部改正する。

この規程は、第4条を平成30年4月1日より一部改正する。

この規程は、第4条、第6条を平成31年4月1日より一部改正する。

この規程は、第8条を令和元年10月1日より一部改正する。

この規程は、第4条を令和元年10月1日より一部改正する。

この規程は、第4条、第14条、第15条を令和3年4月1日より一部改正する。

この規程は、第6条、第8条を令和3年5月1日より一部改正する。

この規程は、第4条、第8条、第11条、第17条を令和4年4月1日より一部改正する。

この規程は、第4条、第6条、第8条を令和5年4月1日より一部改正する。

この規程は、第6条、第8条を令和5年5月1日より一部改正する。

この規程は、第4条、第6条、第8条を令和6年4月1日より一部改正する。

この規程は、第4条、第6条、第8条を令和6年4月1日より一部改正する。

この規程は、第6条、第8条を令和7年4月1日より一部改正する。

この規程は、第3条、第6条、第8条を令和7年4月1日より一部改正する。